

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	神奈川県大磯町

## 大磯町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大磯町産業環境部産業観光課(代表)  
大磯町産業環境部環境課

所在地 〒255-8555  
神奈川県中郡大磯町東小磯183

電話番号 0463(61)4100(産業観光課)  
0463(72)4438(環境課)

FAX番号 0463(61)1991(代表番号)

メールアドレス sangyo@town.oiso.kanagawa.jp  
kankyo@town.oiso.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、鳥類（カラス、ヒヨドリ）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	神奈川県大磯町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
イノシシ	野菜 イモ類 豆類 果樹	0.4ha	1,823千円
ニホンジカ	豆類 野菜	0.3ha	358千円
ハクビシン	野菜 果樹	不明	不明
アライグマ	豆類	0.12ha	579千円
タヌキ	不明	不明	不明
鳥類	豆類	0.05ha	199千円
合計		0.87ha	2,959千円

参考 令和5年度

鳥獣の種類	被害面積	被害金額
イノシシ	0.1ha	353千円
ニホンジカ	0.03ha	212千円
ハクビシン	0.02ha	56千円
アライグマ	不明	不明
タヌキ	不明	不明
鳥類	不明	不明
合計	0.15ha	621千円

## (2) 被害の傾向

### ○イノシシ

西小磯、国府本郷、生沢、寺坂、虫窪、黒岩、西久保地区において年間を通じて、農作物被害や生活被害（道路法面の掘り起こし等）が発生している。また、東小磯地区等の丘陵地に近い住宅密集地において、年間を通じて出沒し、人家の庭先や道路法面の掘り起こしなどの生活被害が発生している。一方で、これまで実施してきた鳥獣害対策講習会等で適切な被害対策手法を学び、実践している農家等は被害低減を実現しており、そのような状況が一定範囲広がっている地域も出てきている。しかし、そのような地域においても、柵を設置している農地周辺の法面等への被害が継続している場所もある。

### ○ニホンジカ

虫窪、黒岩、寺坂、生沢、西久保地区など町西部の丘陵地帯において、たびたび目撃情報や農業被害の声があがっており、近年はその範囲が高麗、東小磯、西小磯地区等まで広がっており、対策が急務となっているが、信頼性のある被害調査データが無いため、被害の詳細が不明である。

また、住宅地や道路上への出沒も見受けられ、交通事故などの生活被害も懸念される。

### ○ハクビシン、アライグマ

町内の広範囲に生息しており、果樹や野菜等の農作物を中心に被害が発生している。また、人家の屋根裏及び空家への侵入などの生活被害や家庭菜園の被害も発生している。

### ○タヌキ

タヌキについては、農地周辺での目撃情報や農業被害が疑われる事例があり、捕獲された個体から疥癬症状が認められるケースもある。被害状況等を注視していく必要がある。

### ○鳥類

町内の広範囲に生息し、播種時期、収穫時期などで農作物被害が発生している。また、家庭ごみの食害等の生活被害や家庭菜園の被害も発生している。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	2,959千円	2,660千円
被害面積	0.87ha	0.78ha
被害減少率	—	被害金額、被害面積とも10%以上削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○イノシシ・ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシは町の許可により、ニホンジカは県の許可により、被害予察に基づく捕獲を実施。</li> <li>・住民の要望に応じて町が箱ワナを設置し、ワナの維持管理と捕獲個体の処理を町が民間事業者に委託。</li> <li>・町の箱ワナにICT機器（捕獲通知機器）を設置。</li> <li>・新規狩猟免許取得者に対して、町が取得経費を助成。</li> <li>・住民等の自主的な捕獲活動に対して、大磯町有害鳥獣対策協議会が捕獲奨励金を交付。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が民間事業者に委託する形の捕獲体制だけでは、効果的な捕獲の推進に限界があり、行政コストの増加や、住民主体の取組みが進まない状況もある事から、行政主導の捕獲と並行して、住民主体・地域ぐるみの捕獲体制の構築が必要。</li> <li>・イノシシは、豚熱感染確認区域の指定に伴い、捕獲コストが増大。</li> <li>・農地や山林と住宅地が入り組んだ場所では、ワナの設置が困難なため、出没状況に応じた効率的な捕獲が困難。</li> <li>・ニホンジカは、被害状況や個体の分布状況があまり把握されていない。</li> <li>・町内にはくくりワナを安全に利用できる環境が少ない状況の中、町が実施している捕獲では箱ワナを利用しているが、ニホンジカを効率的に捕獲できていない。</li> </ul>
	<p>○ハクビシン・アライグマ・タヌキ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の許可により、被害予察による捕獲を実施。</li> <li>・被害を受けている町民に、町が捕獲器を貸与し、捕獲を実施。捕獲後は、獣医師による薬剤または炭酸ガスを用いた殺処分を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個体の分布状況が把握されていない。</li> <li>・効果的な捕獲体制の確立が必要。</li> </ul>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町とJAが資材の購入費用を助成し、農業者が自分の耕作地に防護柵を設置。</li> <li>・正しい対策方法を学ぶ講習会を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間違っただけで防護柵が設置されているケースが見られる。</li> <li>・高齢化や対策への負担感等によって防護柵の適切な管理が継続しないケースが見られる。</li> </ul>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい知識を地域に普及し、地域ぐるみで野生鳥獣の餌資源と潜み場を減らすための環境改善を促す取組を実施。</li> <li>・管理放棄された森林での野生鳥獣の生息域拡大を防ぐため、森林を資源として活用しつつ適切に管理する担い手の育成を推進。</li> <li>・住民主体・地域ぐるみの鳥獣害対策の先進自治体と連携協定を締結し、そのノウハウやネットワークを導入するための協力体制を構築。</li> <li>・地元高校と大学との3者協定を締結し、里山整備の推進や鳥獣害対策の知識や技術の普及等に寄与する協力体制を構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害対策につながる里山整備や環境改善の取り組みが住民主体・地域ぐるみで継続的に行われている地区がある一方で、そのような地区はまだ一部に限られている。</li> <li>・森林の適正管理がより広い面積で行われるよう、担い手の支援が必要。</li> <li>・これまで築いてきた先進自治体や地元高校、大学との連携の枠組みを活用して、鳥獣害対策の持続的発展に向けた具体的な取り組みにつなげていく必要がある。</li> </ul>

## (5) 今後の取組方針

### ○正しい知識の普及と地域環境の改善に向けた取り組みの推進

捕獲に偏った対策ではなく、住民主体・地域ぐるみの体制で有害鳥獣の餌資源と潜み場を地域から減らしていく取り組みを基本とし、被害防除・生息地管理・個体数管理を総合的に推進することで、有害鳥獣を寄せ付けない・増やさない環境への改善を図っていく。

また、専門家や関係機関との連携により、住民を対象とした講習会を継続的に開催し、また、情報発信を行うことで、鳥獣害対策に関する正しい知識の普及を図っていく。

### ○被害対策の支援

農地の防護柵の購入費用の助成や、狩猟免許取得費用の助成を継続し、地域の自主的な被害対策を支援する。

### ○森林の活用による野生鳥獣の生息域拡大の抑制

町内の森林の多くは、かつては薪炭林等に活用され、現在は管理放棄されて野生鳥獣の生息域が拡大しており、その抑制のために整備が必要な状況だが、整備だけを目的とした無償ボランティアでは継続的で発展性のある展開が期待できないため、森林を資源として活用しつつある程度の経済的価値を生みながら整備をすすめる担い手を育成し、活動を支援する。

### ○捕獲体制の強化と加害個体を中心とした捕獲の推進

特にイノシシとニホンジカの対策については、町民が捕獲に頼ってしまうことで、環境改善等の被害対策への地域の主体性が低下することがないよう、地域の状況を鑑みた慎重な検討に基づいて、現行の行政主導の捕獲体制と並行して、住民主体・地域ぐるみの捕獲体制の構築をすすめる。また、有害鳥獣を寄せ付けない・増やさない環境づくりと並行する形で、被害を及ぼしている加害個体を中心とした捕獲を進める。

### ○先進自治体、地元高校、大学との連携

これまで築いてきた先進自治体や地元高校、大学との連携の枠組みを活用して、先進的なノウハウや多様なネットワークを導入することで、鳥獣害対策の持続的発展に向けた取組みにつなげていく。具体的には、①住民主体・地域ぐるみの捕獲体制の構築や、②正しい知識を地域に普及するための継続的な指導體制を構築する。また、地域が継続的かつ意欲的に鳥獣害対策を行うために、鳥獣害対策をきっかけとして、農業振興や地域活性化につながる取組みを推進する。

### ○広域的な対策の推進

湘南有害鳥獣対策協議会と連携を図り、広域的に対策を推進する。

※湘南有害鳥獣対策協議会…平塚市、大磯町、二宮町、に於ける有害鳥獣による農林畜産物の被害防止策を講ずるとともに、野生鳥獣の保護と調和を図り、農林畜産物の生産安定と地域農業の振興を目的とする協議会。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>○イノシシ・ニホンジカ 住民の要望に応じて町が箱ワナを設置し、ワナの維持管理と捕獲個体の処理を町が民間事業者へ委託する。並行して、住民主体・地域ぐるみの捕獲体制の構築をすすめる。 住民等の自主的な捕獲活動に対して、大磯町有害鳥獣対策協議会が捕獲奨励金を交付する。</p> <p>○ハクビシン・アライグマ 被害を受けている町民に町が捕獲器を貸与し、捕獲を実施する。捕獲個体の処理は、町が実施する。</p>
--

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	・ 農業者等の狩猟免許取得の支援 ・ 専門家や関係機関との連携による鳥獣対策講習会の開催 ・ 農業者や地域住民の自主的な捕獲に対する支援

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 近年の出没状況及び被害状況を考慮した上で、被害を及ぼしている加害個体を捕獲対象として捕獲数等を設定し、有害捕獲を実施する。</p> <p>○ニホンジカ 神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上で、毎年度実施計画を定めて管理捕獲を実施する。</p> <p>○ハクビシン 近年の出没状況及び被害状況を考慮して捕獲数等を設定し、捕獲を実施する。</p> <p>○アライグマ 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの生息分布域の縮小と個体数の減少を目指し、捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ※	(40頭)	(40頭)	(40頭)
ハクビシン	15頭	15頭	15頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭

※ ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

<参考>これまでの捕獲実績

対象鳥獣	捕獲実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	57頭	60頭	108頭
ニホンジカ	10頭	11頭	5頭
ハクビシン	13頭	9頭	15頭
アライグマ	42頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
年間を通して箱ワナ及び囲いワナによる捕獲を町内全域で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	該当なし (権限委譲済：イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、鳥類)

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者個人単位での柵の設置を基本とし、正しい対策方法の普及を図りながら、柵の設置範囲の拡大を進める。</li> <li>・ 広域柵の設置要望がある地域に対しては、専門家と連携して事前講習会を開催して正しい対策方法の普及を図りつつ、その場所に合った効果的な対策を地域に提案し、柵の設置を支援する。</li> </ul>		

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者が日頃から柵の自己点検や簡易的な補修ができるように、講習会等を通してノウハウを普及していく。</li> <li>・ 広域柵については、大磯町有害鳥獣対策協議会が主体となって農業者と共に年1回以上の定期的な点検を行う。</li> </ul>

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

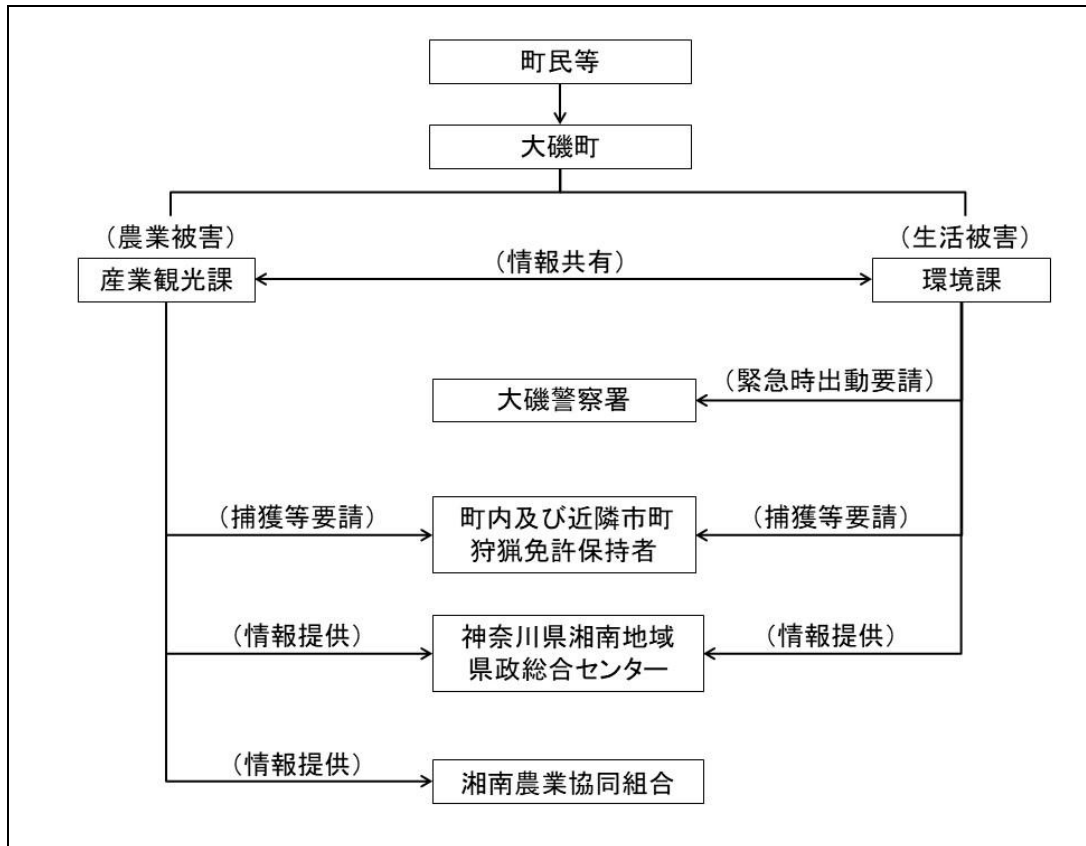
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣害対策につながる里山整備や環境改善の取り組みが住民主体・地域ぐるみで継続的に行われている地区において、連携している地元高校や大学と協力しながら活動の発展を図り、モデル地区として確立し、他地区へ横展開することで、町内各地区に広げていく。</li> <li>・ 森林を資源として活用しつつ整備する担い手の活動を支援することで、野生鳥獣の生息域拡大の抑制を図る。</li> <li>・ ニホンジカ等の被害状況や生息状況があまり把握できていないため、連携している地元高校や大学と協力し、モニタリングの体制を整備する。</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大磯町（産業観光課、環境課）	関係機関との連絡調整
神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有
町内及び近隣市町の狩猟免許保持者	捕殺・パトロールの実施
大磯警察署	住民の安全確保
湘南農業協同組合	農業者との連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

町が設置した箱わなで捕獲された対象鳥獣は、食肉加工、肥料化、飼料化等、資源として活用されるよう民間事業者処理を委託するものとする。なお、豚熱感染確認区域内で捕獲されたイノシシは、農林水産省の「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」や神奈川県「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用時の手順書」に従って十分に注意して対応する。捕獲された対象鳥獣が発見時に死亡していた場合は、捕獲地点での埋設を行う。

町が町民に貸与している捕獲器でハクビシン・アライグマが捕獲された場合は、薬剤または炭酸ガスを用いた殺処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品、ペットフード、皮革 その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	町が設置した箱わなで捕獲された対象鳥獣は、食肉加工、肥料化、飼料化等、資源として活用されるよう民間事業者処理を委託するものとする。
--	---

(2) 処理加工施設の実施

衛生管理を徹底しつつ事業の収益性・持続性・自立性を確保できる計画と実行力を持った民間の処理加工施設との連携を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

連携している高校・大学や先進自治体の協力を得ながら、人材育成の実施を検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大磯町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
大磯町（産業観光課、環境課）	協議会事務局、鳥獣被害防止計画の策定、被害対策支援、関係機関調整
大磯町農業委員会	被害対策支援
湘南農業協同組合	被害対策支援、被害調査
有害鳥獣に関する有識者	有害鳥獣の捕獲に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課平塚駐在事 務所（かながわ鳥獣被害対策 支援センター）	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課野生生物グ ループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県湘南地域県政総合 センター環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和元年度より、大磯町職員を構成員とする鳥獣被害対策実施隊を設置している。実施隊員数は、令和8年3月末現在で10名。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、状況に応じて、協議会の構成機関や関係機関と連携し、協議会構成員の追加や役割の再検討を行い、体制の強化を図る。  
なお、広域的な連携を必要とする取組は、「湘南有害鳥獣対策協議会」において、引き続き取り組んでいくものとする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討していく。